

法人の基本情報

法人の名称	公益社団法人福知山市文化協会	
設立登記日	平成25年10月1日	
法人の目的	文化振興に関する事業を行い、市民文化の向上・発展を図るとともに市民相互の交流拡大に寄与することを目的とする。	
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等
	京都府	福知山市和久市町216番地福知山市上下水道部厚生棟内

運営組織に関する重要な事項【公益社団法人用】(認定規則第46条第1項第2号)

(1) 社員の数その他の状況

社員の数	57人
(代議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	0人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	第6条、第8条から第10条
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて	
当協会は、文化振興に関する事業を行い、市民文化の向上・発展を図るとともに市民相互の交流拡大に寄与することを目的とし、当該目的に賛同する個人又は団体であればどなたでも会員になれることができる。	
社員の議決権に関する定款の条項	第16条
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて	
正会員1名につき1個とし、社員ごとに異なる扱いをしていない。	

注1 定款において、資格を有する者(会員)の中から社員(代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

(2) 理事及び監事のその他の状況

	理事又は監事の数		報酬等の総額(年間総額)	
	(うち常勤)		うち、退職手当の額	
理事	18人	1人	2,040,000円	0円
監事	2人	0人	0円	0円

(3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(4) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(5) 職員について

職員の数	1人	うち常勤	1人
------	----	------	----

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会	令和6年5月28日	令和5年度事業・業務報告、収支決算報告、次期役員の選任
社員総会	令和7年3月25日	令和5年度事業・業務報告、収支決算報告、次期役員の選任令和7年度事業計画・収支予算・資金調達及び設備投資の見込み
理事会	令和6年5月10日	令和5年度事業・業務報告、収支決算報告、次期役員候補者の選任、第1回総会の招集
理事会	令和6年5月29日	会長・副会長・専務理事の選定、会長の業務執行の代行にかかる副会長の順序
理事会	令和6年6月24日	顧問・参与の委嘱
理事会	令和6年11月8日	令和6年度上半期事業・業務報告、収支決算報告
理事会	令和7年3月7日	令和7年度事業計画・収支予算・資金調達及び設備投資の見込み、第2回総会の招集、会員の資格の取得

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

ア： 法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	榎原 博雄
	公認会計士・税理士の別	税理士
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	山口 誠
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	元福知山市職員 (企業会計である上下水道部・福知山市民病院へ出向経験あり)
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

イ：会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数

正会員(個人会員)	18 人
正会員(団体会員)	39 人
賛助会員	121 人
名誉会員(顧問・参与)	4 人

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

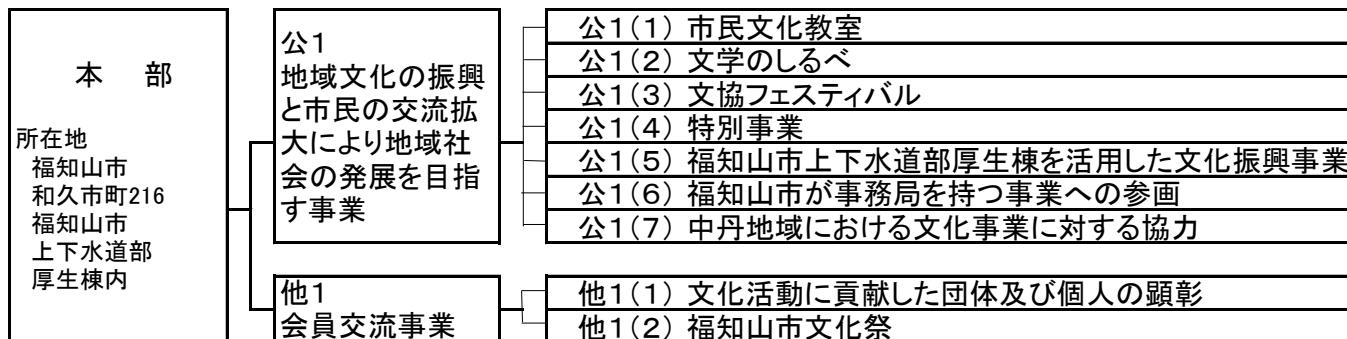
(8) 事業・組織の体系

複数の事業又は組織がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。

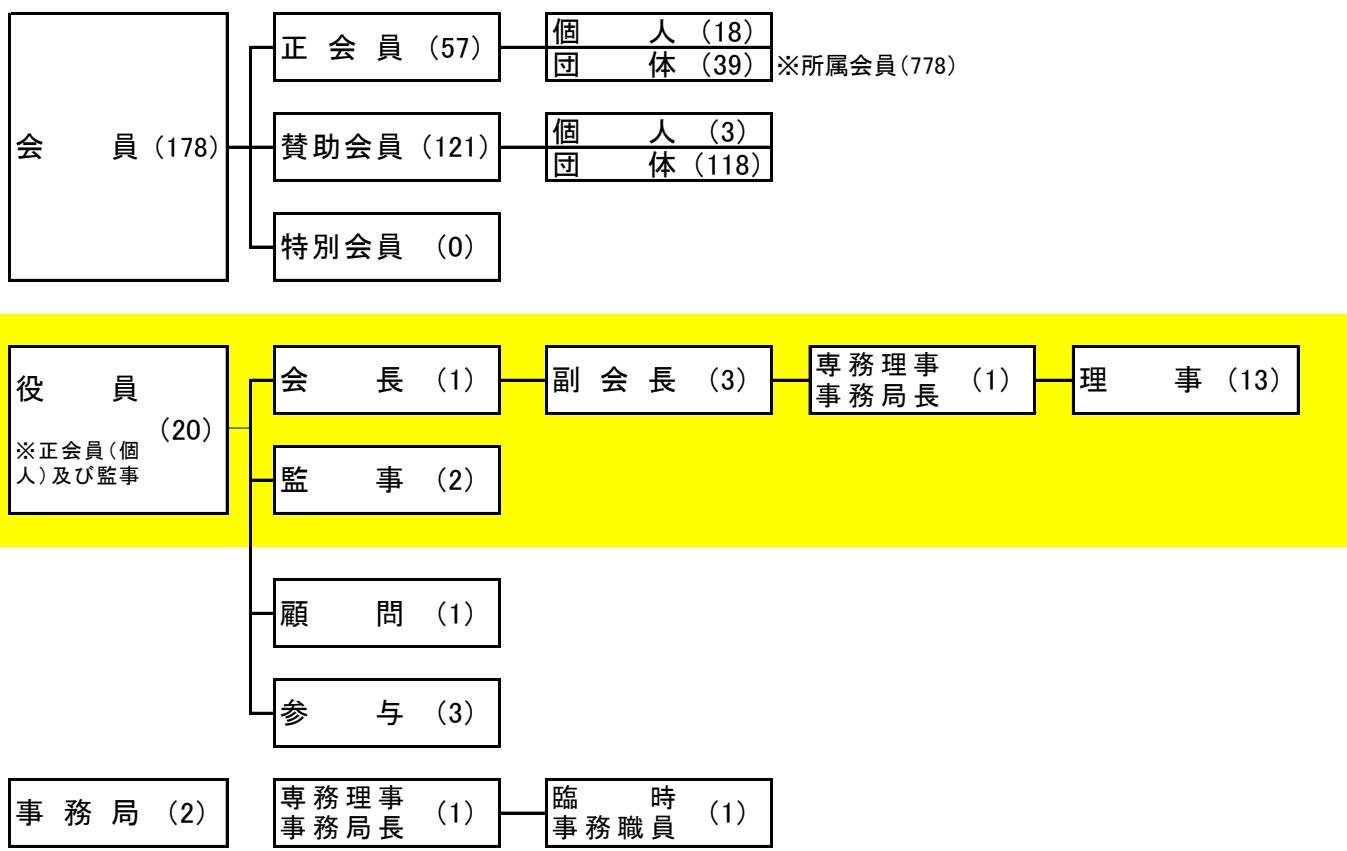
公益社団法人福知山市文化協会 事業・組織体系図

(令和7年3月31日現在)

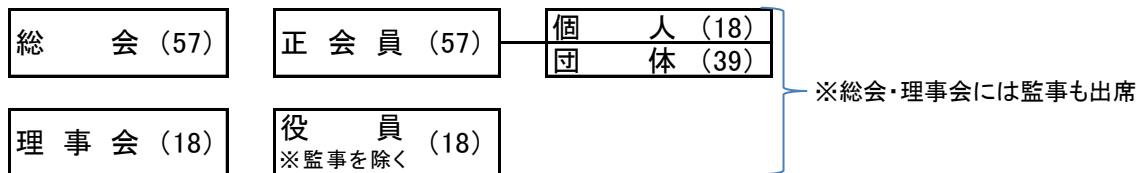
●事業体系●



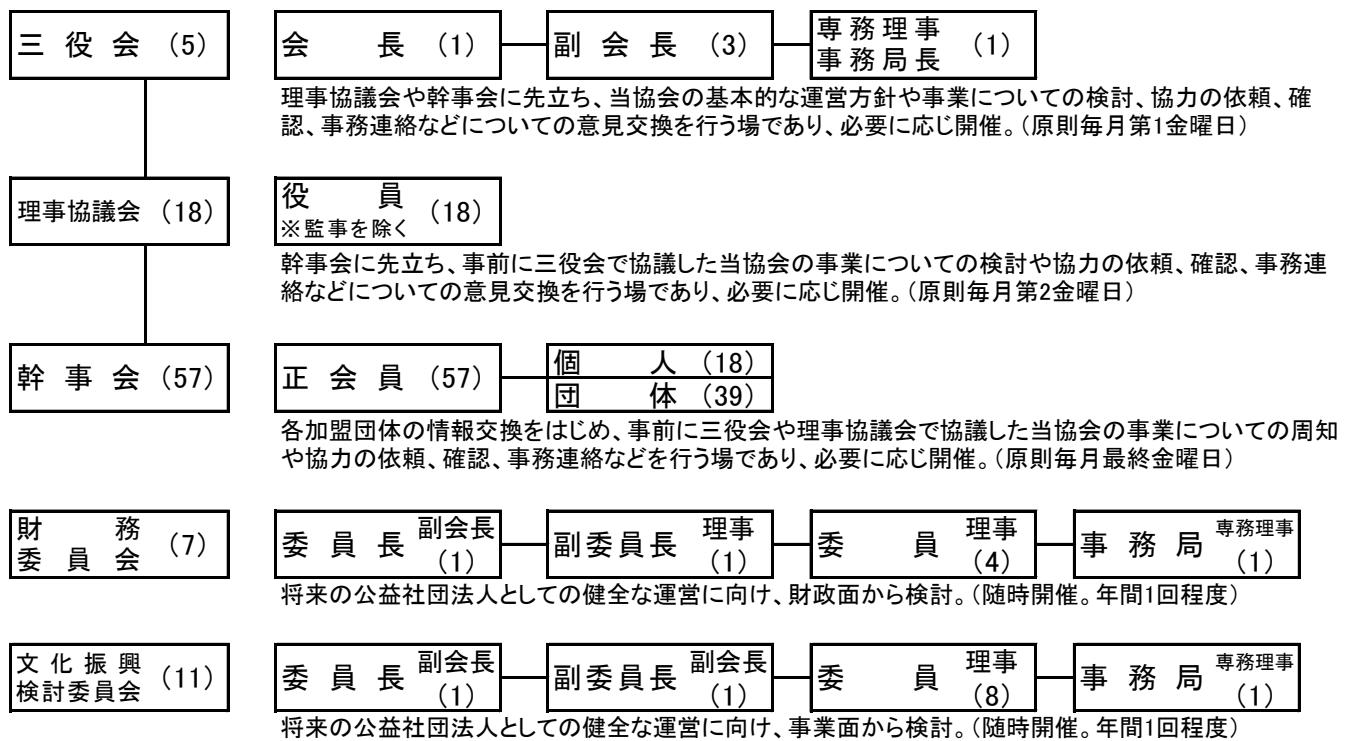
●組織体系●



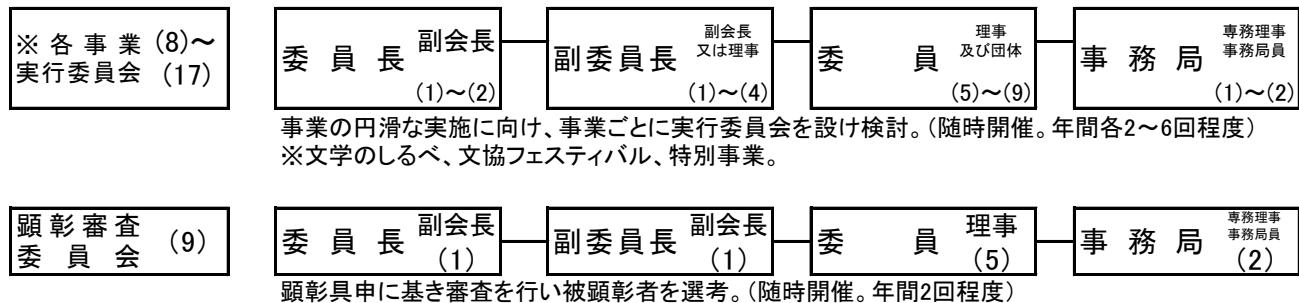
●定款に定める会議●



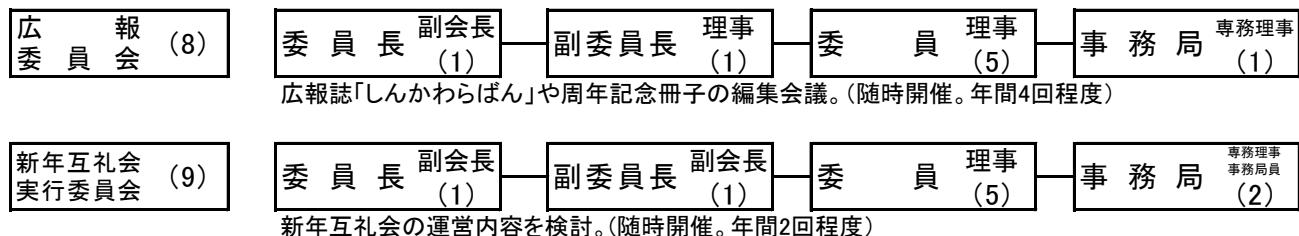
●任意の会議(組織運営会議)●



●任意の会議(事業運営会議)●



●任意の会議(事業体系以外)●



事業 年度	自 至	令和6年4月1日 令和7年3月31日	法人コード 法人名	A021065 公益社団法人福知山市文化 協会
----------	--------	-----------------------	--------------	-------------------------------

事業活動に関する重要な事項(規則第46条第1項第3号)

(1) 寄附を受けた財産の額

寄附を受け た財産の額	517,000 円	うち個人から	517,000 円
		うち法人から	円

(2) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	2,293 円
-------------	---------

(3) 資産、負債及び期末純資産の額

資産額	25,859,086 円	負債額	167,699 円
		期末純資産額	25,691,387 円
	うち公益目的事業会計の純資産額		円

(4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無	保有していない	当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)		
他の団体の意思決定に 関与することができる財産の内容					
他の団体の名称	財産の名称				
			%		
			%		

上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

(5) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	無
--------------	---

関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

(6) 海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無	無	リスク軽減策の有無	無
------------	---	-----------	---

【別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A021065
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人福知山市文化

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業		経常収益計	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄 - 3欄 + 4欄 - 5欄)
区分	番号	前年度に6欄がプラスの事 業がある場合には当該剩 余金の額を加算してください。				
1	2	3	4	5	6	
公	1	4,329,691 円	4,461,908 円	0 円	0 円	132,217 円
公		円	円	円	円	0 円
計		4,329,691 円	4,461,908 円	0 円	0 円	△

第二段階 7欄
(収入)へ

第二段階 7欄
(費用)へ

プラスの事業がある場合、
発生理由とこれを解消する
ための計画等を記入してく
ださい。

理由: _____

計画: _____

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

			収入	費用
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)		7	4,329,691 円	4,461,908 円
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、 経常費用		8	0 円	0 円
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一 致しているか確認してください。)		9	4,329,691 円	4,461,908 円
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期 の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)		10	円	円
収益事業等から 生じた利益の繰入額	収益事業から 生じた利益の繰入額	11	0 円	
その他の事業(相互扶助等事業) から生じた利益の繰入額	その他の事業(相互扶助等事業) から生じた利益の繰入額	12	0 円	
合計(9欄～12欄)		13	4,329,691 円	4,461,908 円
				-132,217 円

第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入 - 費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改
良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより
同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入 - 費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱い
の計画等を記載してください。

収支相償がプラスとなる場合の剰余金の取扱

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A021065
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人福知山市文化 協会

【別表A(3) 第二段階・収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算】

(A1)、(A2)の収支相償第二段階の審査の際に必要な、収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算に用い
収益事業等の利益の50%を公益目的事業へ繰入れる場合は(1)を、50%を超えて繰入れる場合は(2)を記載してください。

(1) 収益事業等の利益額の50%を公益目的事業財産へ繰入れる場合

正味 財 産 増 減 計 算 書	収益事業		その他の事業 (相互扶助等事業)	
	収益事業等の経常収益の総額	1	円	477,548 円
	収益事業等の経常外収益の総額	2	円	円
	収益事業等の収益総額(1欄 + 2欄)	3	0 円	477,548 円
	収益事業等の経常費用の総額	4	円	533,469 円
	収益事業等の経常外費用の総額	5	円	円
	収益事業等の費用総額(4欄 + 5欄)	6	0 円	533,469 円
	収益事業等当期利益額(3欄 - 6欄)	7	0 円	-55,921 円
	管理費のうち収益事業・その他の事業に按分さ れる額の控除	8	円	144,919 円
	調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄 + 8 欄)	9	0 円	200,840 円
うち、収益事業等の利益から公益目的事業財産 への繰入額		10	円	0 円
うち実物資産を繰入れる額		11	円	0 円

実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の使途 (概要、使用面積、使用使途等)	帳簿価額
			公		円

(2) 収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰入れる場合

正味 財 産 増 減 計 算 書	収益事業		その他の事業 (相互扶助等事業)	
	収益事業等の経常収益の総額	1	円	円
	収益事業等の経常外収益の総額	2	円	円
	収益事業等の収益総額(1欄 + 2欄)	3	0 円	0 円
	収益事業等の経常費用の総額	4	円	円
	収益事業等の経常外費用の総額	5	円	円
	収益事業等の費用総額(4欄 + 5欄)	6	0 円	0 円
	収益事業等当期利益額(3欄 - 6欄)	7	0 円	0 円
	管理費のうち収益事業・その他の事業に按分さ れる額の控除	8	円	円
	調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄 + 8 欄)	9	0 円	0 円
うち、収益事業等の利益から公益目的事業財産 への繰入額		10	円	0 円
うち実物資産を繰入れる額		11	円	0 円

実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の使途 (概要、使用面積、使用使途等)	帳簿価額
			公		円
			公		円

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A021065
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人福知山市文化

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(13欄より)	1	4,461,908	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2	6,352,391	円
公益目的事業比率(1欄 ÷ 2欄)	3	70.2	%

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5) 欄より)	4	4,461,908	円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) 欄より)	5	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5) 欄より)	6	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) 欄より)	7	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) 欄より)	8	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) 欄より)	9	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5) 欄より)	10	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5) 欄より)	11	0 円
	調整額計(5欄 ~ 11欄の計)	12	0 円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13	4,461,908	円

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5) 欄より)	14	533,469	円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) 欄より)	15	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5) 欄より)	16	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) 欄より)	17	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) 欄より)	18	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) 欄より)	19	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5) 欄より)	20	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5) 欄より)	21	0 円
	調整額計(15欄 ~ 21欄の計)	22	0 円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23	533,469	円

管理運営費用額の計算			
管理費の額(別表B(5) 欄より)	24	1,357,014	円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) 欄より)	25	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5) 欄より)	26	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) 欄より)	27	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) 欄より)	28	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) 欄より)	29	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5) 欄より)	30	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5) 欄より)	31	0 円
	調整額計(25欄 ~ 31欄の計)	32	0 円
管理運営費用額(24欄+32欄)	33	1,357,014	円

事業年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A021065
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人福知山市文化協会

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。)

(単位:円)

事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

融資に係る費用額(別表B(3)より)

無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス額で記載してください)

引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。) 公会計実施費用額

合計

事業年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A021065
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人福知山市文化協会

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その2

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。)

(単位:円)

事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)		
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計				
経常費用額										533,469		533,469	1,357,014	6,352,391

土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス額で記載してください)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	備考(規則第15条のうち該当の項番を記載)
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

合計

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
合計	0	0	0	0	0	533,469	0	0	0	533,469	1,357,014	6,352,391	
事業比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.4%	0.0%	0.0%	0.0%	8.4%	21.4%	100.0%	

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A021065
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人福知山市文化 協会

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。

遊休財産額は、以下の計算により算定します。

$$\text{遊休財産額} = \text{資産} - (\text{負債} + \text{一般社団・財団法人法第131条の基金}) - (\text{控除対象財産} - \text{対応負債の額})$$

対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまいます。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部			負債の部		
流動資産計	1	5,709,086 円	流動資産に直接対応する負債の額	6	67,699 円
固定資産	2	20,000,000 円	控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	0 円
その他の固定資産 4欄-2欄	3	150,000 円	その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	0 円
固定資産計 5欄-1欄	4	20,150,000 円	引当金勘定の合計額 35欄	9	100,000 円
			その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0 円
資産計	5	25,859,086 円	負債計 26欄	11	167,699 円
正味財産の部					
一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12	0 円			
指定正味財産の額 33欄	13	20,000,000 円			
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	5,691,387 円			
正味財産計	15	25,691,387 円			
負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)	16	25,859,086 円			

2. 遊休財産額の保有上限額(=公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益目的事業 に係る事業費の額	17	4,224,734 円	公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	0 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等の譲渡による原価相当額	18	0 円	財産の譲渡損、評価損等の額	22	0 円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	円	特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	4,224,734 円	控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	0 円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	25,859,086 円	控除対象財産の額 2欄	28	20,000,000 円
負債 11欄	26	167,699 円	対応負債の額 39欄	29	0 円
一般社団・財団法人法 第131条の基金 12欄	27	0 円	遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄 (0以下の場合は0)	30	5,691,387 円

4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法			公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	20,000,000 円	控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	0 円			
指定正味財産の額 13欄	33	20,000,000 円	指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	0 円	31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	100,000 円	引当金勘定の合計額 9欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	67,699 円			
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円	その他負債の額 11欄-35欄	37	0 円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と 同額(0以下の場合は0)	38	5,691,387 円	一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と 同額(0以下の場合は0)	38	0 円
対応負債の額 32欄+34欄 × 37欄/(37欄+38欄)	39	0 円	対応負債の額 34欄 × 37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	4,224,734 円
遊休財産額 30欄	41	5,691,387 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	不適合

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A021065
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人福知山市文化 協会

【別表C(2) 控除対象財産】

法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所	事業区分	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠 特定財産	共用財産
		面積、構造、物量等	事業番号		期首	期末		
					円	円		
					円	円		%
					円	円		%
3					円	円		%
4					円	円		%
5					円	円		%
6					円	円		%
7					円	円		%
8					円	円		%
9					円	円		%
10					円	円		%
11					円	円		%
12					円	円		%
13					円	円		%
14					円	円		%
14					円	円		%
計(A)				0 円	0 円			

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所	事業区分	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産
		面積、構造、物量等	事業番号		期首	期末	
1	定期預金 (基本財産)	京都北都信用金庫 福知山中央支店	管	運用益を管理運営のために使用している。	10,000,000 円	10,000,000 円	

(会計処理)		1口					%
2	定期預金 (基本財産)	京都銀行 福知山支店	管	運用益を管理運営のために使用し ている。	10,000,000 円	10,000,000 円	%
		1口					%
計(B)				円	円	円	%
				20,000,000 円	20,000,000 円		

3. 資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿価額		公益目的 保有財産	共用財産
				期首	期末		
		公		円	円		
	計(C)			0円	0円		

3. 資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿価額		共用財産
				期首	期末	
				円	円	
						%
計(C)				0円	0円	

4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
		公		四	四

計(D)		0円	0円

4. 特定費用準備資金(公益以外)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
計(D)				0円	0円

5. 交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産(公益のみ。1~4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(E)				0円	0円

5. 交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産(公益以外。1~4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(E)				0円	0円

6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金(公益のみ。1~4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業番号	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(F)				0円	0円

6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金(公益以外。1~4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業番号	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(F)				0 円	0 円

控除対象財産の額(A~Fの合計)	期首	期末
	20,000,000 円	20,000,000 円

<参考値>

公益目的の3から6の財産の合計額	期首	期末
	0 円	0 円